

施策 No.1 子ども・子育て支援の充実										基本計画 掲載頁	58～60
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	17	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	1	B	22	C	0
成果	・特定型・基本型及び母子保健型の利用者支援事業や子育て支援ホームヘルパーの派遣などを実施し、地域における子育て支援の充実を図るとともに、保育士不足の解消、放課後児童保育室の狭あい化解消を図るなど、保育環境の充実に努めた。 また、各種補助事業により、安定的に保育を供給した。 ・こども基本法の基本理念に基づき、子どもたちを権利の主体として捉え、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、新たに策定した第3次新座市子ども・子育て支援事業計画では、こどもの意見表明権の確保等を新規施策として位置付けた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	・地域子育て支援センターの利用促進や保育施設での受入体制の整備等、様々な場面において多様化するニーズを把握し、子育て世代への包括的な支援体制を強化していく。 ・地域子育て支援センターの利用促進に当たっては、多くの方に気軽に利用いただけるよう、広報にいざや市ホームページ等で広く周知に努めるとともに、講座や健診時に地域子育て支援センターガイドを配布することで、子育て家庭に直接情報が届くよう努める。 ・子どもの意見を尊重するための体制の整備に向けて、先進自治体の状況等を調査・研究していく。						
課題	・放課後児童保育室での交流型プログラム等、感染症の影響で活動を控えていた事業を再開し、より一層推進する必要がある。 また、保育施設においては、医療ケアや特別な配慮が必要な乳幼児の増加に伴い、受入体制の整備が求められている。 ・地域子育て支援センターの利用者数について、K P I で設定した目標値である84,760人を下回る結果となった。 ・子どもたちの意見を尊重するための体制（どのように意見を聴取し、施策に反映し、フィードバックしていくか等）を整備していく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 子ども基本法の基本理念に基づいた施策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	子どもに関わる施策の推進に当たっては、子どもの意見表明・参画の機会の確保を図り、意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めます。	B	・子どもに関わる施策の推進に当たっては、子どもの意見表明・参画の機会の確保を図り、意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めた。 <主な取組実績> ・児童センターに「こども目安箱」を設置し、児童センターへのお願いや意見を書いて入れてもらうとともに、年に1回、子どもたちにアンケートを実施して、児童センターの事業や運営の参考にした。 ・第3次新座市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市内在住の小学5年から中学3年までの児童生徒にアンケート調査を実施した。	こども支援課
(2) 地域における子育て支援の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、市役所窓口、保健センターや地域子育て支援拠点などにおける情報提供機能や相談体制の充実を図ります。	B	・特定型・基本型及び母子保健型の利用者支援事業を実施、連携することで妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施した。 <基本型> 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。 <特定型> 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。 <母子保健型> 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。 ・「こども家庭センター」の設置については、こども未来部の組織再編案を政策推進本部で協議するとともに、保健センターとの会議（5回）に加え、先進自治体（戸田市）への視察を実施し、令和7年4月からの設置に向けた検討を進めた。	こども支援課
3	妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、母子保健事業、子育て支援ホームヘルパーの派遣など、子育て家庭への支援を推進します。	B	・親族から家事の援助を受けることができない出産直後のお母さんと多胎児を養育する方を対象にホームヘルパーを派遣し、家事援助を行った。 援助を必要とする家庭に対し必要な支援を行うことができたものの、令和5年度に比べ申込みが少なく、多胎児の利用も少なかったため、派遣件数・派遣時間ともに減少した。 （※派遣期間は母親の退院日から30日以内であるが、多胎児の場合は追加で20回分利用することができる（ただし、多胎児の退院日を含めて1年以内）。） <実績> 令和6年度 派遣件数 15件（うち多胎児1件） 派遣時間 149.5時間 令和5年度 派遣件数 22件（うち多胎児3件） 派遣時間 286時間	こども支援課
4	地域全体で子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業や、ファミリー・サポート・センター事業などを展開します。また、地域や関係機関と連携し、市民による子育てサークル、子育てボランティア、NPOなどの活動の更なる支援に努めるとともに、そのネットワークづくりを進めます。	B	・各事業の展開は順調に進捗したが、地域子育て支援センター利用者数については、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行により利用制限を廃止したため、緩やかに回復傾向にあるものの、計画策定時点における現状値より実績が低くなった。今後もPRに努め、講座等も復活することで、利用者数も増加していく見込みである。	こども支援課
5	親子で楽しく健全に遊ぶことができる場として、児童センターの充実を図るとともに、新たな施設の設置や場の確保に向けて検討します。	B	・新座市児童センター及び福祉の里児童センターにおいて、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域の児童健全育成に関する組織活動の育成支援を図る等、児童の健全育成に関する事業を総合的に行った。（主な取組：こども参画事業「かえっこバザール」「かえっここども会議」、アウトリーチ事業「どこでも児童館」、親子のサークル活動「里のなかまほいく」、要保護支援事業「フードパントリー」「緊急食糧支援」「ほっこりごはん」、不登校支援事業「がっこうに行きづらい子どもの親の会」） 2館合計利用者数 R5→R6 87,191人→98,865人 2館合計利用団体数 R5→R6 330団体→286団体 ・新たな施設の設置等を検討するとともに、地理的な要因から、児童センターへ行きづらい子どもたちに向けて遊びの場を提供するために、市内公園等に児童センター職員が出向く「どこでも児童館」事業を実施した。	こども支援課
6	心身の発達に遅れや心配があると思われる児童及びその保護者に対し、児童発達支援センターを中心に、療育（発達支援）及び相談を始めとした支援の充実を図ります。	B	・新座市児童発達支援センターの通所児童や保護者への発達支援や相談支援を継続的に行ったほか、地域相談のニーズも上昇傾向にあるため、通所していない児童や保護者に対してのサポート体制を強化した。	児童発達支援センター
7	不妊や不育症への支援など、少子化対策を実施します。	B	・早期不妊検査・不育症検査を受けた方を対象に、その検査費を助成して、少子化対策に寄与した。 令和6年度実績 早期不妊検査費助成金件数 95件 不育症検査費助成金件数 12件	保健センター

第 5 次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和 6 年度実績）

（3） 保育環境の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
8	入所待機児童の解消に向け、既存の施設で生じている保育士不足の解消及び幼稚園における長時間預かり保育事業の推進を図ります。また、待機児童の状況に応じて認可保育園等の施設整備を支援します。	B	・就職相談会等の開催によって、既存保育施設等の保育士不足の解消を図ったが、解消には至っていない。 ・幼稚園における長時間預かり保育事業の推進を図ったことで、幼稚園において、教育時間の前後の時間並びに春季、夏季及び冬季休園期間中の預り保育を実施した。	保育課
9	一時保育、休日保育、障がい児保育や病児・病後児保育などの充実を図ります。	B	・休日保育については、職員の確保ができず休止となったが、一時保育、障がい児保育や病児・病後児保育については補助金を交付し、推進を図った。	保育課
10	放課後児童保育室の狭あい化の解消に引き続き取り組むとともに、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）と連携を図り、放課後の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。	B	・放課後児童保育室の狭あい化を解消するため、狭あい化が著しい野寺放課後児童保育室の建設工事を実施した。 ・放課後児童保育室とココフレンドの連携を図るため、ミニコンサートやスポーツ等のイベントを合同で実施した。	保育課
11	保育施設及び放課後児童保育室における保育の質を確保するため、保育士及び支援員の資質向上に努めます。	B	・保育施設及び放課後児童保育室においては、埼玉県主催の資質向上研修等に参加することにより、保育士及び支援員の資質向上に努めた。	保育課
（4） 子どもの権利擁護の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
12	児童虐待の未然防止・早期発見のために、子ども家庭総合支援拠点において関係機関と連携し、相談や啓発、適切な情報共有などに取り組みます。	B	・保健センターをはじめ、児童相談所や警察署等の各関係機関と情報交換や研修活動を行いながら、相互の連携による児童虐待の防止、効果的な援助方法や対応等を協議した。 代表者会議 1 回、研修会 1 回、実務者会議 1 2 回、個別ケース検討会議 7 回実施。	こども支援課
13	各家庭の事情にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、児童虐待防止や里親制度についての普及啓発に努めます。	B	・1 0 月の里親月間に合わせて、広報にいざへの啓発記事の掲載やパネル展示を実施し、里親制度の普及に努めた。 ・新座地区里親総会、里親の啓発のための展示、新座地区里親会の意見交換・親睦研修会、朝霞地区里親会合同研修会、新座地区里親会役員会を実施した。 ・児童虐待防止についてのチラシを市内の保育施設や小中学校等に配布した。	こども支援課
（5） 経済的支援の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
14	子育てに関する負担軽減を図るため、市独自のこども医療費の無料化を実施します。	B	・新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えの解消、インフルエンザ流行による支給件数・支給金額の増加等、需要が上昇する中であって、こども医療費を支給した。 ・こども医療費助成の通院分の対象年齢を 1 8 歳年度末まで拡大した。	こども給付課
15	乳幼児医療費などの子育て家庭に対する経済的支援の充実について、国・県に積極的に働きかけます。	B	・公費負担制度を国の制度とし、全国で同一の医療費助成を受けられるようにすることを要望した。 ・県の補助対象年齢を 1 8 歳年度末まで引き上げ、自己負担制度を撤廃するように要望した。	こども給付課
（6） ひとり親家庭福祉の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
16	ひとり親家庭の実情に応じた的確に対応し、きめ細かな助言や情報提供を行います。	B	・こども支援課内に専門の相談員（母子・父子自立支援員）2 名を配置し、個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援体制を構築した。	こども支援課
17	ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、各種支援制度の利用を働きかけながら、関係機関と連携して就労を支援します。	B	・児童扶養手当やひとり親家庭等医療費支給制度により、ひとり親家庭の生活の安定を図るとともに、経済的な自立を促進するため、就職に必要な資格取得費用の助成（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の生活費を援助する制度（高等職業訓練促進給付金）による支援に努めた。	こども支援課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 6 年度時点 達成度	所管課
子育て支援センター利用者数	63, 813人	56, 005人	58, 208				84, 760人	C	こども支援課
保育所等の待機児童数	5人	5人	8人				0人	C	保育課
アシタエールの支援に対する満足度（対象：通所利用時の保護者）	94%	96%	96. 6				100%	B	児童発達支援センター

施策 No.2 高齢者福祉の充実										基本計画 掲載頁	62～63
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	2	B	12	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	26	C	0
成果	市内の医療機関や介護事業所、高齢者相談センターなどの地域の関係機関等との連携により、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援に努めるとともに、老人福祉センターや高齢者いきいき広場の運営、地域活動の周知などにより高齢者の社会参加や介護予防の促進を図った。 また、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実と基盤整備に努めた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていくが、今後も要介護認定者数の増加が予想されるため、介護予防や健康づくりに関する取組をより一層進めていく必要がある。 また、高齢者福祉サービスを持続可能なものにしていくために、扶助費の額、利用者負担金の導入、対象者要件等、様々な側面から事業の見直しを検討する。						
課題	高齢者福祉サービスについて、高齢者数の増加に伴い利用者の増加が見込まれることから持続可能なサービスとしていくための検討が必要である。 また、オンライン介護予防教室を見直し、介護予防教室の開催回数を増やして、より多くの市民が参加して介護予防に関する情報に触れるきっかけを作る必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（１） 地域包括ケアシステムの充実・推進と高齢者の権利擁護の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「Ｃ」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、介護予防・介護度の重度化防止に向け、地域福祉活動との連携強化や保健・医療・福祉の連携強化に取り組み、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とした包括的な地域ケア体制の更なる充実を進めます。	B	・支援が必要な高齢者に対し、高齢者相談センターや居宅介護支援事業所等との連携を中心に、状況に応じて民生委員、医療機関等とも連携してサービス利用への支援や見守り体制を構築することで、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう地域や関係機関の連携強化に取り組んだ。	長寿はつらつ課
		B	・市内8か所の高齢者相談センターにおいて総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を実施するとともに、地域包括ケアシステムの体制作りを推進することができた。 ・高齢者相談センターでは、軽微な内容から緊急対応が必要な内容まで、多くの相談を受理し対応している。 ・高齢者相談センター利用件数については、令和５年度から軽微な相談を計上しないこととしたほか、相談員の相談能力がさらに向上したことにより、スムーズに適切な支援につなぐことができたため、相談件数が減少したと考えられる。 ・今後も高齢者相談センターをより多くの市民に知ってもらえるように出前介護相談の実施や広報等での周知に力を入れていく。	介護保険課
2	医療と介護の両方を必要とする高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、関係機関との連携を推進します。	B	・市内医療機関・介護事業所及び朝霞地区４市などとの間で意見交換し、医療と介護の円滑な情報連携推進のための仕組みづくりを構築するための「朝霞地区医療・介護連携お助けガイド」を作成し、朝霞地区医師会地域包括ケア支援室ホームページで公開した。 ・朝霞地区４市共通の課題に対しては、朝霞地区４市合同で取組を実施するなど業務の効率化にも努め、医療機関及び介護事業所で普及が進んでいない低コストで実施可能なＩＣＴによる情報連携の仕組みの構築を行った。より一層の普及率の向上に向け、検討・実施していく必要がある。	介護保険課
3	認知症の予防から早期発見、意識啓発に取り組み、認知症の方や家族を地域全体で見守る地域づくりを推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう、医療・介護・生活支援サービスが連携したネットワークを形成します。	B	・地域共生のまちづくりのため、新たに２カ所の認知症カフェが新設され、市内７カ所で実施した。 ・認知症への理解促進のための認知症サポーター養成講座を24回実施し、800人近い認知症サポーターを養成した。 ・認知症になっても住み慣れた地域で住み続けられるために、在宅介護を支援するための介護教室を３回実施し、地域の見守り体制の構築のための模擬訓練を８回実施した。	介護保険課
4	支援や介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の周知及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護における相談の充実を図ります。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。	B	・高齢者相談センターや居宅介護支援事業所等と連携して高齢者支援を行い、権利擁護のための制度利用が必要と思われる高齢者に日常生活自立支援事業や成年後見制度の案内及び周知を積極的に行った。 ・高齢者虐待防止や早期発見のため、高齢者虐待防止ネットワーク研修会を開催し、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、高齢者相談センター職員、庁内福祉部局職員が参加した。このほか、令和６年度は、虐待対応の強化のため、高齢者相談センター職員と市担当課職員で勉強会を２回実施し、各機関の役割を再認識できた。	長寿はつらつ課
		B	・成年後見制度に関し、令和６年度は、高齢者相談センター、基幹相談支援センター、市内法人後見実施団体、庁内関係各課等が参加する地域連携ネットワーク会議を１回実施することができた。これにより、市内の法人後見実施団体の取組状況の共有や、中核機関（成年後見制度推進室）の取組に関して情報共有、意見交換を行うことができた。 ・成年後見制度利用件数目標値３４５件に対し、令和６年度は２２９件であり、目標値を下回っている。 ・認知症患者が年々増加している中で、制度利用を必要とする方も増加していると考えられるが、現在の広報やＨＰによる周知方法では、制度が広く市民に知られていない可能性がある。 ・真に制度を必要とする市民への周知が図れるよう新たな普及啓発方法（出前講座等）を検討する必要がある。 ・今後、中核機関に求められる利用促進機能、後見人支援機能等の整備に向けた検討を進めるとともに、より一層の制度周知を推進していく必要がある。 ・中核機関は、地域での幅広いネットワークなど福祉専門組織としての強みを持つ社会福祉協議会への委託も含めて検討していく。	成年後見制度推進室
（２） 高齢者の社会参加と健康づくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「Ｃ」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	高齢者の生きがいや就労につながるよう、地域ボランティア活動などの機会の提供を進めるとともに、シルバー人材センターの機能の充実を積極的に支援し、高齢者が就労しやすい環境の整備を図ります。	B	・運営費の一部について助成を行うことで、高齢者に働きがいと生きがいを与えるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することができた。	長寿はつらつ課
6	市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の機会の充実に努めます。	B	・高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、老人福祉センターを３か所、高齢者いきいき広場を５か所設置し、高齢者の健康増進やレクリエーションを通じた仲間づくりの場を提供した。 ・高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じて生きがいと健康づくりを推進するため、老人クラブ連合会主催の各種事業の企画・実施等の支援を行った。	長寿はつらつ課
7	高齢者が主体的に社会参加に取り組み、社会的役割や生きがいを持つことが介護予防につながることから、高齢者自身が様々な担い手として地域で活躍できる仕組みの整備を進めます。	B	・健康長寿ポイント等を利用して対象事業への参加を促し、社会参加に取り組むきっかけづくりを行った。 ・介護予防ボランティアであるいざの元気推進員フォローアップ講座等を行い、自主的に地域で活動できるようバックアップした。	介護保険課
8	高齢者の心身の健康保持を図るため、介護予防等自主的な取組を行う高齢者の通いの場を拡充するとともに、個人でもできるフレイル対策の取組を推進します。	A	・市内６５歳以上の高齢者世帯に地域活動マップや介護予防ガイドブックを郵送し、通いの場への参加等による社会参加の重要性及び健康づくりや介護予防に関する情報の普及啓発を実施した。 ・介護予防教室や介護予防講演会などの実施や介護予防普及啓発冊子等の配布により、フレイル予防についての周知を行った。 ・参加者がより参加しやすいよう介護予防教室の回数を増やしたり、事業内容についてもプロポーザル方式で業者選定を行って内容をより充実させたことにより、新規参加者の獲得につながった。 ・介護予防に取り組む高齢者が増加することにより、要介護認定率上昇の抑制が期待できるが、すぐに効果が現れるものではない。今後も引き続き介護予防の取組を充実させていく。	介護保険課
9	高齢者を対象とする医療制度の円滑な運営に努めるとともに、予防医療の充実を図ります。	B	・後期高齢者に対し健康診査と人間ドック受診費用の助成を行った。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、生活習慣病予防等の講話を行い、高齢者の健康の保持増進等の意識の醸成を図った。 ・人間ドックについては、当初見込を上回る受診があったが、健康診査を合わせた受診率向上を目指し、引き続き、取り組んでいく。	長寿はつらつ課

第 5 次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和 6 年度実績）

（3） 介護サービスの充実と基盤の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	介護保険事業計画に基づき、支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、引き続き介護サービス基盤の整備や介護サービスの充実を図ります。	B	・令和5年度に、令和6年度から8年度までを期間とする第9期新座市介護保険事業計画を策定した。この計画の内容に基づき、整備目標を示したサービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護介護）について公募を実施し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については整備を図った。	介護保険課
11	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対するサービス充実のため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実に努めます。	B	・令和6年度に地域密着型サービス事業者の公募を実施し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備した(令和7年4月開設)。	介護保険課
12	介護老人福祉施設や介護老人保健施設を運営する事業者に対して支援を進めます。	A	・市内の介護保険事業所等を対象に、カスタマーハラスメント研修を実施した。 ・制度改正やサービスについての情報提供を行うとともに、国や県で実施している介護人材の確保等の支援事業について周知し、活用の促進を図った。 ・市の独自政策として、介護サービスに従事する方の人材の確保及び支援を目的とした新座市介護資格等取得費補助事業を実施した。	介護保険課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
老人福祉センター利用者数	74,885人	115,453人	118,957人				104,363人	A	長寿はつらつ課
要介護認定率	13.20%	13.96%	14.70%				13.20%	C	介護保険課
高齢者相談センター（地域包括支援センター）利用件数	16,245件	15,154件	14,006件				23,800件	C	介護保険課
成年後見制度利用件数	245件	237件	229件				345件	C	成年後見制度推進室

施策 No.3 障がい者福祉の充実										基本計画 掲載頁	64～65
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	1	B	14	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	14	C	0
成果	新座市基幹相談支援センターの機能の充実に努め、新座市地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制やサービスの質の充実を図った。共同生活援助事業所が増加し、福祉サービス推進のための環境の充実に取り組むことができた一方で、日中活動系サービス事業所は増えなかった。 また、ハローワーク朝霞や4市の就労支援センター等との連携や登録者の定着訪問を行い、職場での定着に向けて支援を実施し、自立と社会参加の支援に取り組むことができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、現状どおり進めていく。 また、障がい福祉サービス事業所の整備など需要を注視しながら、引き続き福祉サービス推進のための環境の充実に努めていく。						
課題	生活介護事業所等の日中活動系サービス事業所は増えなかったが、いまだ需要はあると思われるため、障がい福祉サービスの需要を的確に把握しながら、事業者から開設の相談があった際には適宜対応を行っていく。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1） こところのバリアフリー化の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）				所管課
1	市民一人一人の障がいに対する理解と認識を深めるため、学校や職場、地域社会など、様々な場における啓発活動や障がい当事者及び関係機関等が行う福祉教育の充実に努めます。また、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合うことができるよう、地域における様々な団体等と連携した啓発活動に努めます。	B	・市ホームページ及び市広報において、障がい者福祉制度に関連する普及・啓発記事を掲載した。 ・市広報12月号で、障がい者週間に合わせた特集記事を掲載した。 ・福祉教育を実施し、主に小学校を中心に福祉体験学習を実施することができ、障がい当事者の講話や体験を通して障がい者理解を深めることができた。 ・令和6年度に「共に暮らすための新座市障がい者基本条例啓発パンフレット」を作成し、市ホームページに掲載した。				障がい者福祉課
2	障がい者のスポーツ・文化活動の重要性を踏まえ、機会の充実を図るとともに、参加の拡大に向けて広く周知します。これらの機会を通じて、障がい者同士、障がいのある人となない人が互いに理解を深めていくことができるよう、交流活動の充実に努めます。	B	・引き続き、埼玉県障害者スポーツ協会などから、彩の国ふれあいピックを始めとした障がい者のスポーツ活動の案内があった際には、参加対象者が通所する市内障がい福祉事業所及び計画相談支援事業所に内容を案内し、スポーツや文化活動の情報の周知に努めた。				障がい者福祉課
3	発達障がいの早期発見と早期療育に努め、保護者や保育士、教職員、支援員等の障がいに対する理解や意識の向上を図ります。また、保護者に対し、様々な教育の場を選択するための情報を提供します。	B	・新座市地域自立支援協議会子ども部会において、「保育所等訪問支援部門」を新設し、また、子ども部会と児童発達支援センターの共催で支援員対象の研修会を開催し、発達障がいの早期療育を含む障がいに対する理解や意識の向上を図り、教職員に対しては、市内小中学校の校長会において保育所等訪問支援について説明し、障がい児支援に対する理解や意識の向上を図った。 ・子ども部会において就学前相談の内容と流れを共有し、障がい児通所支援を利用する保護者に対する様々な教育の場を選択するための情報提供を間接的に行うことができた。				障がい者福祉課
（2） 生活環境のバリアフリー化の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）				所管課
4	平常時の利用だけでなく、災害時や緊急時にも対応できるよう、誰もが利用しやすい公共施設の整備や移動手段のバリアフリー化を進めます。	B	・引き続き、道路・建物等のバリアフリー化を促進するとともに、新たな公共施設の整備に当たってはユニバーサルデザインを取り入れ、環境整備を推進する。				障がい者福祉課
（3） 福祉サービス推進のための環境の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）				所管課
5	障がい者やその家族のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、相談機能、情報提供機能の充実に努めます。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの機能の充実を図るとともに、その周知に努めます。	A	・新座市地域自立支援協議会相談支援部会における事例検討会や、新座市基幹相談支援センターによる指定特定相談支援事業所を対象とした勉強会等の場の提供や助言、指導を行うことで、指定特定相談支援事業所の相談機能、情報提供機能の充実に努めるとともに、基幹相談支援センターの機能の充実を図った。 ・市内法人が開催する相談支援従事者初任者研修に障がい者福祉課として協力し、市内の相談支援体制の充実に努めることで、想定以上に進捗することができた。				障がい者福祉課
6	充実した福祉サービスが提供できるよう、相談支援事業所と連携し、相談支援やサービスの質の向上を図ります。	B	・新座市地域自立支援協議会相談支援部会や新座市基幹相談支援センターと連携し、意見交換や権利擁護に係る研修を開催することで、相談支援やサービスの質の向上を図った。				障がい者福祉課
7	障がい者の地域における日中活動や生活の場として障がい福祉サービス事業所等の充実を図ります。	B	・令和6年度はグループホームである共同生活援助事業所は大幅に増加した（5事業所）が、障がい者が日中に通所する生活介護事業所等の日中活動系サービス事業所は増加していない。いまだ需要はあると思われるため、事業者から開設の相談があった際には適宜対応を行っていく。				障がい者福祉課
8	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。	B	・地域生活支援拠点等事業所として、3か所の事業所の登録があった。 ・地域生活支援拠点等事業所としての登録を推進するため、新座市地域自立支援協議会の地域生活支援部会において、登録の意向のある事業所を集めた会議を2回開催した。				障がい者福祉課
（4） 自立と社会参加の支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）				所管課
9	知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、不利益を受けずに日常生活を送ることができるよう、成年後見制度等の周知を図り、適切な制度利用につなげるとともに、障がい者本人の意思決定の尊重や権利擁護の推進に努めます。	B	・必要に応じて成年後見制度を案内し、制度の利用に向けての支援を行った。令和6年度は4名の市長申立てを行い、成年後見人等が選任された。				障がい者福祉課
10	障がいを理由とする差別解消の推進、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供について、周知に努めます。	B	・出前講座の開講や初任者研修の実施、広報にいざに特集記事を掲載し周知に努めた。 ・国主催の事業者向け説明が開催される際は、事業者へ個別案内メールを送るなどした。				障がい者福祉課
11	障がい者自らが、その意欲と能力、適性に応じて職業生活を設計・選択できるよう、障がい者就労支援センターが様々な関係機関と連携し、職場での定着に向けて支援します。	B	・ハローワーク朝霞や4市の就労支援センター等と連携し、情報共有した。 ・登録者の定着訪問を行い、職場での定着に向けて支援を行った。				障がい者福祉課
12	障がい者福祉施設利用者の工賃向上のために、障がい者施設等からの物品等の調達を推進します。	B	・障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達推進方針を作成し、市による就労支援施設等への発注の拡大を図った。				障がい者福祉課
（5） 保健とリハビリテーションの充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）				所管課
13	日常生活及び保育・教育の場において医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けることができるよう、地域生活支援の向上を図るための協議の場の充実を図ります。	B	・協議の場として新座市医療的ケア児支援事業検討会議を令和6年度は2回開催し、支援体制の充実に向け協議を行った。 ・医療的ケア児の支援をまとめたリーフレットを作成し、市ホームページへの掲載をした。 ・災害時個別支援計画のモデルケースとして、同計画を1件作成した。				障がい者福祉課
14	障がい者がリハビリテーションや自立に向けた訓練を円滑に利用できるよう、情報収集や医療・保健・福祉・教育など関係機関との連携を進めます。	B	・新規開設事業所の情報を得た場合は、パンフレット等を入手し情報収集及び情報提供に努めた。 ・新座市地域自立支援協議会の各専門部会の場を活用し、相談支援事業所等の関係機関との連携を進めた。				障がい者福祉課
（6） 生活向上のための経済的支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）				所管課
15	障がい者やその家族の経済的負担を軽減するため、引き続き、福祉手当の支給や医療費の助成を行うとともに、制度の周知に努めます。	B	・福祉手当の支給や医療費助成、公共料金の減免等により、障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図った。 ・障がい者手帳の取得時等に行う各種サービスの案内やHP等への掲載により、制度周知に努めた。				障がい者福祉課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
基幹相談支援センター相談件数	2,479件	2,893件	3648件				3,222件	A	障がい者福祉課
就労定着支援の利用者数	27人	70人	70人				51人	A	障がい者福祉課

施策 No.4 生活困窮者支援の充実										基本計画 掲載頁	66～67
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	1	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	4	C	0
成果	令和５年度から家計改善支援事業及び就労準備支援事業を開始しており、従来の自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業と併せて、生活困窮者の自立に向けた包括的な相談・支援体制の整備に取り組むことができた。 また、生活保護世帯等の小学生及び中高生への学習支援を実施し、小学生に対しては学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善に取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	令和５年度から開始した家計改善支援事業、就労準備支援事業及び小学生の学習支援事業を着実に実施しながら、引き続き生活困窮者の自立に向けた包括的な相談・支援体制の充実に取り組んでいく。 また、令和７年度から一部事業を新座市社会福祉協議会へ委託するため、委託後も変わらず市民が利用しやすい事業となるよう、委託後の事業内容、方法について検討していく。						
課題	複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応していくため、引き続き相談・支援体制の充実を図っていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 相談体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	生活困窮者の生活安定と自立を支援するため、関係機関や団体との連携を密にし、相談体制の充実を図るとともに、ケースワーカーなどの職員の育成・確保や資質の向上に努めます。	B	・生活困窮者世帯の状況に応じて関係部署との連携を密にし、離職を余儀なくされた方などの生活、住宅及び就労等に係る総合相談窓口相談支援員を配置し、必要な支援を行った。 ・国や県が主催するケースワーカー及び相談支援員向けの研修に随時参加し、職員の育成・資質向上に努めた。	生活支援課
2	複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するため、就労、家計など様々な面の自立に向けた包括的な相談・支援体制の整備に努めます。	B	・生活困窮者世帯等に向けて、令和5年度から家計改善支援事業及び就労準備支援事業を開始しており、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業と併せて、生活困窮者への包括的な相談・支援体制を整備した。	生活支援課
(2) 自立と生活の支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	生活困窮者の支援に当たっては、一人一人の状況に応じたプランを作成し、経済的な自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた支援を行います。	B	・コロナ禍や物価高騰の影響により、生活が困窮している世帯等にする相談支援を実施した。 ・令和6年度は274件の新規相談を実施した。 ・離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し住居確保給付金を支給し、令和6年度は延べ40件の支給を行った。	生活支援課
4	生活保護の実施に当たっては、日本国憲法第25条の理念に基づく、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の能力や置かれた環境に応じて、自立に向けた支援を行います。	B	・生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するため、保護の適正実施を図り、生活保護制度に基づいた支援を実施した。 ・被保護者の経済的な自立に向けて、就労支援の強化を図るとともに日常生活における自立支援の充実に努めた。 ・自立世帯数については、就労支援員2名による個別面談及び月2回の就労支援セミナーの開催に注力し、令和5年度・6年度と目標値8世帯を上回った。	生活支援課
5	貧困の連鎖を防止する観点から、被保護世帯等の子どもがいる世帯に対して学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善に向けて必要な支援を強化します。	A	・生活保護世帯等の中学生及び高校生を対象に、進学や中退防止等を目的とした子どもの学習・生活支援事業（家庭訪問による養育相談、進路相談及び学習教室への勧誘、中学生学習教室、高校生学習教室の実施）を行った。 ・中高生教室は全49回（週に1回）開催し、298人が参加、家庭訪問は358回実施した。小学生教室は全81回（週1回から週2回に変更）開催したことにより、参加人数が83人増加し、494人が参加した。	生活支援課
6	中国残留邦人等に対して、老後の生活安定など地域でその人らしい暮らしを実現するための生活支援を行います。	B	・専任の支援相談員を1名配置し、中国残留邦人等支援給付制度に基づく支援を行った。 ・地域生活プログラム事業に係る交流事業として、ダンス教室及び料理教室を開催した。	生活支援課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
就労指導等により保護廃止となった世帯数（自立世帯数）	6世帯	12世帯	9世帯				8世帯	A	生活支援課
就労支援により就労を開始した人の割合	24.40%	37.7%	38.90%				33.00%	A	生活支援課

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和6年度実績）

施策 No.5 健康づくりの推進										基本計画 掲載頁	68～69
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	0	
成果	健康教室や幼児及び親子に対する食育を通じ、市民の生活習慣病の予防と健康の保持増進を図ることができた。また、令和7年度を始期とする（計画期間は令和18年度までの12年間）第3次新座市健康づくり行動計画、第2次新座市食育推進計画、第2次新座市歯科口腔保健推進計画が一体となった第3次いきいき新座21プランを策定することができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	おおむね現状のまま継続していく。 また、規模を縮小していた講座(ココカラダ・プログラム)については、カリキュラムや開催回数を見直し改善を図る。 いきいき新座21プランについては、計画の推進状況を毎年確認していく。						
課題	新型コロナウイルス感染症流行下では中断していた事業を、感染症対策をした上で規模を縮小し再開したため、事業の完全再開に向けた検討を進めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 健康づくりの推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 市民が健康に対する正しい知識を持ち、自ら積極的に身体及び心の健康づくりを実践していくことができるよう、健康教室の開催や、健康の保持増進及び生活習慣病に関する知識の普及啓発、情報提供を行います。	B	・働き盛り世代及び子育て世代を対象としたココカラダ・プログラム（各回のテーマに沿った体操と栄養講話）を年3回開催した。 ・ゲートキーパー養成講座を開催し、ホームページや広報を通じて健康に関する知識の普及啓発を行った。	保健センター
2 市民が食育活動を実践できるよう、地域、関係団体と連携し、食育を推進します。	B	・十文字学園女子大学との連携：健康まつりにおいて十文字学園女子大学学生が市民向けに作成した食事にに関するリーフレットを配布した。 ・にいが食育推進リーダーの活動支援：子ども向けの料理イベントを夏休み期間中及び健康まつりで開催し、新座産の野菜を使用するレシピの考案・試作を支援した。 ・農産物直売所の協力を得て直売所でのレシピの掲示及び配布を実施した。 ・食育紙芝居、パネルシアターの公演を健康まつりで実施した。	保健センター
3 市民の健康づくり活動を行う団体やグループの支援に努めます。	B	・食を通じての健康づくりを担っている新座市食生活改善推進員協議会の定例会開催及び市民向けの料理講習会実施にむけた支援を行った。 ・食育を推進する活動を実践しているにいが食育推進リーダーの定例会開催及び子ども向け料理イベント実施に向けた支援を行った ・野菜レシピ試作及び農産物直売所でのレシピ掲示・配布に向けた支援を行った。 ・食育紙芝居・パネルシアター実施に向けた支援を行った。	保健センター

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

[illegible]

施策 No.6 保健衛生の向上										基本計画 掲載頁	68～69
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	7	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	12	C	0	
成果	妊娠期から子育て期にかけて、専門的な相談支援を行うことができた。乳幼児の予防接種については、適切な時期に確実に接種を受けられるよう勧奨通知を行い、高い接種率を維持できた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	検診（健診）については、積極的に受診勧奨を行うなど、更なる受診率の向上を目指す。精神保健については、国や県の動向を注視しながら、精神保健に関する相談や自殺予防対策に関する事業を実施していく。 また、保健師等の確保を積極的に行うとともに、働きやすい職場環境づくりを推進し、保健センター機能の強化に努める。						
課題	検診（健診）の受診率は上昇したが、目標とする50％には至らなかった。また、市民のニーズに応えられる保健サービスを提供するため、専門性の高い人材の定着が課題となっている。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(１) 保健予防の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援体制を構築するとともに、乳幼児健康診査の未受診の把握や訪問等による相談支援の充実に努めます。	B	・妊娠届出時面談、赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等の母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、乳幼児健康診査の未受診の把握や訪問等による相談支援も実施した。	保健センター
2	健康問題の複雑化に対応し、市民ニーズに応えられる保健サービスを提供するため、保健センターの機能強化を図るとともに、保健師などの専門性の高い人材の確保に努めます。	B	・退職等による保健師の減少が課題だが、採用試験の機会を増やすことで確保に努めた。	保健センター
3	市民のこころの健康づくりを推進するため、講演会・講座等の開催、相談事業、正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、精神保健事業の充実を図ります。また、自殺対策計画に基づき、自殺予防対策事業について、効果的な事業の推進に努めます。	B	・心の健康づくりを推進するため、ゲートキーパー養成講座を実施し、訪問・面接・電話等の相談事業を通じて庁内や病院等の関係機関と連携しながら対応した。 ・自殺死亡率が目標値を下回っている状況にある。自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているものであり、周囲の方の気づきや適切な相談につなぐ体制づくりが必要である。引き続き、自殺対策計画に位置付けた事業の進捗状況を評価し、自殺予防対策事業については内容を精査し、継続する。	保健センター
4	検（健）診・予防接種について、市民が受けやすい環境づくりを進め、疾病予防の強化を図ります。	B	・医療機関との連携により、受診（接種）機会の確保に努めた。 ・引き続き、疾病の発生及び蔓延防止と、市民の保健意識向上を図るため、適切な情報提供に努めた。 ・がん検診受診率が目標の５０％を下回っており、がん検診を受診しない理由として「時間がない」、「健康状態に自信がある」、「必要性を感じない」等が挙げられる。そのため、引き続き受診勧奨を行い、休日にも集団検診の機会を設ける。さらに、検診の重要性や正しい知識を浸透させていくため、健康まつり及び保健センター窓口にがん検診のパンフレットを設置及び配布し、引き続き受診率向上に努める。	保健センター
(２) 保健・医療の連携強化		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	関係機関との連携を図り、日常の医療体制のほか、救急医療体制の確保・充実を図ります。	B	・朝霞地区小児救急医療運営事業補助、朝霞地区病院群輪番制病院運営費補助及び朝霞地区小児救急医療寄附講座支援事業補助を病院及び大学に対して実施し、地域の救急医療体制の確保・充実に努めた。	保健センター
6	地域医療機関における看護師不足に対応するため、朝霞地区看護専門学校の運営について助成を行います。	B	・朝霞地区４市で朝霞地区看護専門学校の運営に対し補助を行い、地区内での人材育成・確保を支援した。	保健センター
(３) 感染予防対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
8	感染症の正しい知識の普及・啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めるとともに、関係機関や団体と連携し、疾病予防体制の整備を図ります。	B	・広報、ホームページ及びSNS等を用いて、感染症等に関する情報の発信に努めた。 ・朝霞地区医師会や市内医療機関、近隣他市と情報共有を行い、体制構築に努めた。	保健センター

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	目標値	令和６年度時点 達成度	所管課
がん検診受診率	胃がん 16.9% 乳がん 21.8% 子宮頸がん 18.5% 大腸がん 20.7% 肺がん 23.6%	胃がん 19.7% 乳がん 27.5% 子宮頸がん 22.3% 大腸がん 22.7% 肺がん 25.2%	胃がん 20.8% 乳がん 28.5% 子宮頸がん 23.1% 大腸がん 23.0% 肺がん 25.7%				50%	C	保健センター
母子健康手帳交付時の妊婦の状況把握率	95%	99.8%	99.7%				100%	B	保健センター
自殺死亡率（人口１０万人対）	15.04	13.88	15.66				11.5	C	保健センター

施策 No.7 国民健康保険の充実										基本計画 掲載頁	70～71
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	2	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	5	C	0
成果	国民健康保険の健全な運営、特に収納率の向上に取り組むことができた。 また、被保険者の健康づくりに向けて、生活習慣病の発症及び重症化の予防に取り組むことができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていくが、より効果的な周知方法を検討し、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の増加に取り組んでいく。						
課題	施策展開に対して、K P I「特定健康診査の受診率／特定保健指導の利用率」の達成状況は目標に対して遅れている。 特に、特定保健指導の利用率は計画策定時点における現状値から下回るものであった。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 保険制度の健全な運営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	保険者努力支援制度等に基づく歳入の確保に努め、被保険者の負担軽減を図ります。	A	保険者努力支援制度に積極的に取り組み、令和6年度は県内63市町村中10位（令和5年度は12位）と上位に位置付けており、その評価に基づく交付金による歳入を確保することで、市国保財政の安定化に努め、国民健康保険税負担を抑制し、被保険者の負担軽減を図った。	国保年金課
2	埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、納税しやすい環境の整備を進め、収納率の向上を図ります。	A	・運営方針に基づき、令和9年度までの保険税水準の統一に向けて税率改定を実施している。納税課と連携して収納率の向上を図った。	国保年金課
3	県との連携を強化しながら、国民健康保険制度に係る補助金などの充実を国に働き掛けます。	B	・埼玉県と県内市町村が連携を図りながら、国民健康保険制度に係る補助金などの充実については、埼玉県が国民健康保険の財政運営の責任主体として国に要望した。	国保年金課
4	医療費通知の充実、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の普及啓発などにより医療費の適正化を推進し、歳出の削減に努めます。	B	・医療費通知の発送や、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を実施し、歳出の削減に努めた。	国保年金課
(2) 健康増進活動の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に努めるとともに、被保険者が受診しやすい環境づくりを進めます。また、生活習慣病の重症化や合併症への進行を予防する取組を推進します。	B	・特定健康診査、特定保健指導及び生活習慣病重症化予防対策事業等を実施し、被保険者の生活習慣病の予防及び生活習慣病の重症化の予防に努めた。 ・特定健康診査及び特定保健指導については特定健康診査等実施計画に基づき実施したが、受診率・利用率は目標値には及ばなかった。引き続き対策の検討を行い、受診率及び利用率の向上に努めていく。	国保年金課
6	被保険者の健康の保持・増進のため、特定健康診査の結果や医療情報等を分析して策定する保健事業計画（データヘルス計画）に基づき、地域の健康課題解決に向けた取組を推進します。	B	・特定健康診査の結果や医療情報等を分析し策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進に努めた。	国保年金課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
特定健康診査の受診率／特定保健指導の利用率	36.6％／28.4％	42.4％／21.4％	43.2％／15.0％				55％／48％	C	国保年金課
国民健康保険税収納率	80.10%	87.60%	90.10%				87.80%	A	納税課

施策 No.8 国民年金制度の推進										基本計画 掲載頁	58～60
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	2	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	ホームページ、広報等を通じて国民年金制度の情報提供や周知を行ったほか、窓口での年金相談を実施し、年金制度の理解の促進に努めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていく。 情報提供や相談体制の充実により、未加入者や未納者の解消に取り組んでいく。						
課題	引き続き、年金制度に関する理解の促進及び無年金・低年金の解消を図っていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	制度の周知	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	未加入者の解消に向け、国民年金制度の意義や仕組みなどに関する理解を促進します。	B	・窓口での手続等の際に周知するとともに、広報にいざに定期的に関連記事を掲載した。 ・ホームページを通じて情報を提供し、年金制度の理解促進に努めた。	国保年金課
(2)	相談業務の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	国との連携を強化しながら、年金相談体制の充実を図ります。	B	・日本年金機構から貸与を受けている社会保険オンライン端末を活用しながら、窓口での年金相談を随時実施した。	国保年金課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	目標値	令和６年度時点 達成度	所管課

施策 No.9 地域福祉の充実										基本計画 掲載頁	72～73
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	2	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	6	C	0
成果	地域福祉に係る団体の活動等の周知・啓発や福祉フェスティバルの開催を通じて、相談体制・情報提供機能の充実に取り組むことができた。 また、社会福祉協議会と連携して生活支援体制整備事業を推進することで、地域福祉ネットワークづくりに取り組むことができた。 地域福祉活動の拠点整備については、高齢者いきいき広場、福祉の里及び公民館を活用した環境整備を行うことができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	施策展開については、現状どおり進める。 特に、新たに実施する重層的支援体制整備事業を踏まえた体制を整える。 さらに、地域福祉活動の拠点の充実を図るとともに、地域福祉ネットワークづくりを進めるため地域住民や社会福祉協議会との連携を強化していく。						
課題	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で対応が困難なケースが顕在化しており、地域と連携した包括的な相談支援体制の構築に向けて検討が必要である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 相談体制・情報提供機能の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	【福祉相談室】 複雑・多様な社会保障制度や福祉サービスを市民が適切に利用できるよう、制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱えた人に対して、関係機関と連携し、福祉に関する総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、地域資源の把握に努め、地域の中で気軽に利用できる相談体制の確立を目指します。 【配偶者暴力相談支援センター】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを設置し、継続的な相談や複数の手続の一元化、一時保護の同行支援等被害者の立場に立ったワンストップ支援を行います。	A	【福祉相談室】 ・福祉相談室の開室日が週5日に増えたことで、前年度に比べて相談件数が207件増加した。 ・今後は情報提供のみならず、重層的支援体制整備事業に基づき、アウトリーチや多機関協働によって、より充実した支援を行う相談体制の確立を目指していく。 【配偶者暴力相談支援センター】 ・令和6年度からの事業開始により、相談件数は前年度に比べて247件増加した。一時保護についても、前年度に比べて5件増加、医療機関からの通報も1件あり、以前にも増して潜在化している被害者を早期発見し、被害者支援を行うことが出来るようになったと考える。証明業務を県に依頼せずともセンターで行えるようになったことで、被害者に係る負担を軽減し、支援を迅速かつ的確にワンストップで行うことができた。	福祉政策課
2	地域福祉活動への関心と意欲を高めることができるよう、あらゆる媒体を活用し、コミュニティ情報や地域福祉情報の提供の充実を図ります。	B	・市ホームページや広報等で地域福祉に係る団体の活動等の周知・啓発を行った。 ・福祉フェスティバル等の機会を活用し、市民に対し啓発リーフレット・グッズ等の配布を行った。	福祉政策課
(2) 地域福祉ネットワークづくり		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	福祉団体の活動の発表の場を設け、幅広い年代に対する福祉意識の啓発に努めるとともに、福祉団体の自立と社会参加を促進し、連携を強化します。	B	・福祉団体やボランティア団体等による実行委員会を組織し、新座市福祉フェスティバルを開催し、活動発表の機会の提供を行うとともに、参加者に対する福祉意識の啓発を図った。	福祉政策課
4	福祉団体、福祉施設や事業所、市内にある各大学や教育機関などの様々な主体による活動をいかし、連携して地域福祉活動に取り組むことができるよう、地域福祉ネットワークづくりを進めます。	B	・市内の6圏域ごとに福祉団体や地域住民で組織され、支え合いのできる地域づくりを進めている地域福祉推進協議会を所管する社会福祉協議会に対して補助等を行った。 ・地域福祉の拠点の整備について、令和6年度から高齢者いきいき広場の運営を社会福祉協議会に委託するとともに、地域福祉の拠点として活用できるよう社会福祉協議会と高齢者いきいき広場をつなぐ業務用の通信環境を整備した。 ・高齢者いきいき広場がない地域福祉圏域においても、1か所ずつ公共施設に業務用の通信環境の整備を行った。	福祉政策課
5	社会福祉協議会との更なる連携強化に努め、市全域及び各地域福祉圏域で取り組む課題を協議しながら生活支援体制の整備を進めます。	A	・社会福祉法及び介護保険法に基づく生活支援体制整備事業について、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域住民による協議体を開催し、地域の支え合いづくりを推進した。 ・効率的な地域福祉の推進のため、生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するとともに、生活支援コーディネーターを6人から9人に増員し、地域と関わる機会の増加を図る等、事業の体制強化を進めた。	福祉政策課
(3) 地域で支え合える人材の育成と活動支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	地域で支え合える人材の育成に努めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアなどによる活動を支援します。	B	・地域福祉に関する団体等に対し、事業実施に当たっての助言や書類作成等の支援、団体運営に係る補助金の交付を行った。 ・社会福祉協議会が実施する地域支え合いボランティア事業について、事業の補助や周知の協力等を行った。	福祉政策課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
福祉に関する困りごとの解決に向けた対応をした割合	—	100%	100%				100%	B	福祉政策課
地域福祉活動の拠点の整備	—	0地区	6地区				6地区 (各地域福祉圏域に1か所)	B	福祉政策課